

事業者の皆様へ

参加
無料

消費税の 軽減税率制度に関する 説明会のご案内

消費税率10%の引き上げが、2019年(平成31年)10月1日より実施されます。

これに伴い、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行される新聞(定期契約に基づくもの)」を対象に消費税の『軽減税率制度』が実施されます。

軽減税率制度は、軽減税率の対象品目を取扱う事業者だけでなく、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、全ての事業者に関係のある制度です。

函館税務署・北斗市・北斗市商工会では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

取扱商品の適用税率の確認や、適用税率ごとの区分経理への対応など、多くの事業者の方において、制度の実施に向けた準備が必要となりますので、ぜひ説明会にお越しください。

説明
内容

- ①軽減税率制度(対象品目、区分記載請求書、区分記載など)の概要
- ②インボイス制度(発行事業者の要件、適格請求書の記載など)の概要
- ③事業者支援措置(補助金申請類型、補助率、申請手続きなど)の概要

開催
日時

平成30年9月6日(木)
14:00~15:00

会場

北斗市総合文化センター
かなでーる 1階大会議室
北斗市中野通2丁目13番1号



※会場の収容人数には限りがございます。

満席の際には、会場に入場できない場合がありますので予めご了承ください。

《お問合せ先》 函館税務署 総務課 / 電話 0138-31-3171(代表)

※お電話の際には、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。



軽減税率の対象品目はなんだろう？
帳簿や請求書の記載方法はどう変わるの？
税額はどうやって計算するの？



適格請求書保存方式ってなんだろう？

消費税の軽減税率制度説明会 開催日程一覧表

※各会場の収容人数には限りがございます。

満席の際には、会場に入場できない場合がありますので予めご了承ください。

開催日時		開催場所				主催者
日	時間	都道府県	市区町村	地番、建物名、部屋番号等	定員	
9月6日(木)	14:00~15:00	北海道	北斗市	北斗市総合文化センター (かなでーる) 1階大会議室	80名	函館税務署 北斗市 北斗市商工会
9月27日(木)	10:00~11:00		福島町	福島町役場 会議室	30名	函館税務署 福島町 福島町商工会
9月27日(木)	14:00~15:00		松前町	松前町町民総合センター 2階講義室	50名	函館税務署 松前町 松前商工会
10月9日(火)	10:00~11:00		鹿部町	鹿部中央公民館 2階会議室	50名	函館税務署 鹿部町 鹿部商工会
10月9日(火)	14:00~15:00		七飯町	七飯町民文化センター 会議室(201)	80名	函館税務署 七飯町 七飯町商工会
10月24日(水)	10:00~11:00		知内町	知内町役場 3階研修ホール	30名	函館税務署 知内町 知内商工会
10月24日(水)	14:00~15:00		木古内町	木古内町役場 大会議室	30名	函館税務署 木古内町 木古内商工会
11月5日(月)	14:00~15:00		函館市	函館市勤労者総合福祉センター (サン・リフレ函館) 2階大会議室	100名	函館税務署 函館市 函館商工会議所 北海道税理士会函館支部 函館青色申告会 公益社団法人函館法人会 函館間税会 函館地区納税貯蓄組合連合会
11月6日(火)	18:30~19:30		函館市	函館市勤労者総合福祉センター (サン・リフレ函館) 2階大会議室	100名	函館税務署 函館市 函館商工会議所 北海道税理士会函館支部 函館青色申告会 公益社団法人函館法人会 函館間税会 函館地区納税貯蓄組合連合会

《お問合せ先》 函館税務署 総務課／電話 0138-31-3171(代表)

※お電話の際には、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。